

**CERTIFIKOVANÁ ZKOUŠKA
Z ČEŠTINY PRO CIZINCE
(CCE)**

チェコ語能力検定試験(CCE)

**ZKUŠEBNÍ ŘÁD
試験規定**

2024 年 2 月 1 日発効

目次

1. チェコ語検定の特徴	3
2. 試験センター	3
3. 試験委員会	3
4. 試験日程について	3
5. 試験の申込	4
6. 受験料	4
7. キャンセル及び試験日の変更について	4
7.1 チェコ国内会場の試験日程について	5
7.2 チェコ国外会場の試験日程について	5
8. 試験当日の受付について	5
9. 試験当日について	6
9.1 一般規則	6
9.2 筆記試験	6
9.3 口述試験	7
10 受験者のための試験規則	7
11 失格について	8
12 評価について	9
13 不合格の場合	9
13.1 再受験について	9
13.2 試験実施の不服申し立てについて	10
13.3 試験結果への不服申し立てについて	10
14 合格証明書	10
15 試験資料の閲覧	11
16 著作権について	11
17 守秘義務、試験資料の機密保持、個人情報の保護	11
18 試験資料の保管	12
19 非常時の対応と特別措置	12
20 おわりに	13

チェコ語能力検定試験(CCE)(以下、チェコ語検定)の試験規程(以下、試験規程)は、チェコ語検定の実施において、プラハのカレル大学語学研究所(以下、ÚJOP UK)全試験拠点での全受験者、チェコ語検定にかかわる全スタッフにより、遵守されるべき規程である。

1. チェコ語検定の特徴

チェコ語検定は、ヨーロッパ言語共通参照枠(以下 CEFR)に基づき A1、A2、B1、B2、C1 の 5 段階の級で実施され、チェコ語でのコミュニケーション能力のレベルを確認したい、あるいは確認する必要がある全ての 16 歳以上の外国人を対象としている。チェコ語検定は、自分のチェコ語コミュニケーション能力水準を確かめたいすべての外国人に向けられた試験で、CEFR および CEFR 補遺版定められた基準に準拠して、チェコ語のコミュニケーション能力水準を判定するものである。

5 つの級全てで、以下の筆記部門と口述部門が行われる。筆記部門は、読解、リスニング、記述(B2 と C1 では、文法・語彙試験が加わる)で、口述部門はスピーキングである。

2. 試験センター

チェコ語検定は、チェコ国内や国外の試験センターで実施される。試験センターは、ÚJOP UK の拠点か、または、会場や設備、試験運営、試験実施にあたり必要な人員についての要件を満たして ÚJOP UK と契約をむすび、試験遂行のライセンスを得た場所である。試験問題の手配と試験評価は、ÚJOP UK 研究試験センター(VTC)にて集約して行われる。

3. 試験委員会

各級の申し込み受験者数に応じて、各試験日ごとに、研修を受けた事務官、試験官および採点者からなる試験委員会が任命される。試験委員会は、試験中の試験問題の取り扱いに責任を有し、試験問題一式(問題用紙、解答用紙、リスニング音声)と、受験者の個人情報の保護に責任を負う。

4. 試験日程について

試験日程と申込期限についての情報は、ウェブサイト <http://ujop.cuni.cz/cce> および各国の試験センターのウェブサイト以案内するほか、ÚJOP UK からの電話や E メール等の各種案内で告知する。チェコ国外の試験センターは、最少催行人数を設定することができる。試験実施の条件に関する情報は、試験の日程ごとにウェブサイト <http://ujop.cuni.cz/cce> に掲載される。国外での試験については、申し込み締め切り後に受験者に対し、実際の開催有無について E メールで通知される。

5. 試験の申込

チェコ国内でのチェコ語検定受験希望者は、ウェブサイト <http://ujop.cuni.cz/cce> のオンライン申込を通じて、試験日の3週間前までに申し込むこと。

チェコ国外でのチェコ語検定受験希望者は、ウェブサイト <http://ujop.cuni.cz/cce> のオンライン申込を通じて、各国の試験センターが定めた日までに申し込むこと。この締切日は、オンライン申込書に記載されている。

ÚJOP UK は、チェコ語検定の実施や研究、試験の改善、品質管理に直接かかわらない目的のためには、受験者の同意なしに個人情報を利用することはない。

チェコ語検定を受験できるのは、試験当日に16歳以上であり、チェコ語を母語としない者である。もし、試験当日にこの年齢制限に達していない者が受験を希望する場合は、ÚJOP UK 研究試験センター長の同意を求める依頼書を、試験日の3週間前までに ÚJOP UK 研究試験センター長に届くよう送ることが必須である。

6. 受験料

チェコ国内でのチェコ語検定の受験料と、振込先は、ウェブサイト <http://ujop.cuni.cz/cce> に記載されている。振込先については、申込後、受験者に届く自動確認メールでも案内される。

チェコ国内での受験料は、申込書送付後、3日以内に支払いが行わなければならない。もし受験者が左記の期限内に支払いを行わなければ、申込は自動的に取り消される。

チェコ国外でのチェコ語検定の受験料は、各国の試験センターが定める。チェコ国外での受験料は、各国の試験センターが定めた期限までに、支払わなければならない。受験料については、直接各国の試験センターから案内される。チェコ国外の試験センターでは、受験料が異なることがある。

ÚJOP UK が主催しているチェコ語講座を現在受講している場合、チェコ国内でチェコ語検定を受験する場合、500 チェココルナの割引を受ける権利がある。ÚJOP UK が主催しているチェコ語講座を、すでに修了している場合、講座修了後に最初に実施される試験にかぎり、同額の割引を受ける権利がある。

チェコ国内の試験について、団体割引の5%引きは、6人以上の団体が同じ試験日に申し込みされる場合(もちろん同じ級である必要はない)に適用される。この割引は、チェコ国内で個別設定された試験日には、適用されない。(第5項参照。)割引は、重複して受けることはできない。

7. キャンセル及び試験日の変更について

7.1 チェコ国内会場の試験日程について

該当試験日のためのオンライン申込締切日以前の場合:

- a) 申込をキャンセルする場合、支払われた金額より、500 チェココルナを差し引いた金額が差し引かれる。この 500 チェココルナは、**返金不可の受付手数料**であり、キャンセル手数料の支払いに充当される。
- b) 申込済みの試験を他の試験日に変更することは、**変更手数料** 500 チェココルナを支払い後に可能となる。

該当試験日のためのオンライン申込締切日を過ぎている場合、キャンセルも変更もできない。

該当試験日のためのオンライン申込締切日を過ぎても、医療機関による欠席証明書がある場合:

- a) 申込をキャンセルする場合、振込まれた金額より、500 チェココルナを差し引いた金額が差し引かれる。この 500 チェココルナは、**返金不可の受付手数料**であり、キャンセル手数料の支払いに充当される。
- b) 申込済みの試験を他の試験日に変更することは、**変更手数料** 500 チェココルナを支払い後に可能となる。

申込済みの試験を他の試験日に変更する場合、受験者は新しい試験日で、通常通り申し込みを行い、受験料を具体的にどの試験日に振り替えてほしいのか、ÚJOP UK 研究試験センター事務局あてに、(書面または e メールで)依頼を送る。その依頼に基づき、受験者は変更手数料の振込口座を知らされる。試験日の変更は、同じ年の試験にのみ適用される。この場合には、個別の試験日は設定されない。

7.2 チェコ国外会場の試験日程について

受験者が、チェコ国外での試験に来場したくない、または来場できない場合、各国の試験センターの指示に従うこと。試験日程の延期や受験料の返金に関する条件は、各国の試験センターがウェブサイト上で公開するか、もしくは遅くとも受験料の徴収前に試験センターが受験者に通知する。

*注: 東京試験のキャンセル料については、チェコセンター東京のウェブサイトをご参照ください。

8. 試験当日の受付について

各試験日への申込後、試験会場(詳しい住所)と試験当日の受付時間について、通知される。**受付は、最初の科目開始の10分前に終了する。**

受付の際には、受験者の国際的に有効な身分証明書(パスポートなど)¹を確認した後、**コード番号と紙のリストバンド**が渡される。チェコ国内の試験においては、受付の際の受験者の本人確認は、チェコ警察

¹ 提示する身分証明書は、写真つきで、フルネーム、誕生日、個人情報、ローマ字でも記載されていることが必須である。

も行う権利がある。

試験は、申込後定められた日程までに支払いを済ませ、当日受付で支払証明と、国際的に効力のある身分証明書を提示した受験者だけが、受けることができる。

*注：東京試験の振込期限についてはチェコセンター東京のウェブサイトをご参照ください。

9. 試験当日について

9.1 一般規則

A1 級の各科目の実施順は、右記の通り。読解および記述、リスニング、スピーキング。

A2 級と B1 級の各科目の実施順は、右記の通り。読解、リスニング、記述、スピーキング。

B2 級と C1 級の各科目の実施順は、右記の通り。読解、リスニング、文法・語彙、記述、スピーキング。

各科目の長さは、ÚJOP UK のウェブサイト <http://ujop.cuni.cz/cce> および、受験者のための資料に記載される。

チェコ語検定は非公開の試験であり、試験会場に入場できるのは、受験者と事務官、試験官および採点者、試験主管、あるいは ÚJOP UK の任命を受け試験のモニタリングを行う者だけである。これ以外の者は、試験の実施される会場の立ち入り制限のある場所（試験会場の建物など）に、立ち入ってはならない。

筆記試験および口述試験が行われる部屋は、ビデオ録画によって監視が行われる場合がある。筆記試験および口述試験のビデオ録画は、第 18 条に記載されている条件に従って、ÚJOP UK によって保管される。

試験中は、試験主管が同時に事務官、試験官および採点者も兼ね、責任を有する。

9.2 筆記試験

受付後、受験者は事務官の指示を待って、試験会場に移動する。会場で、受験者は事務官により**あらかじめ決められた座席**につく。

各科目の開始時に、事務官（またはチェコ国内の試験の場合はチェコ警察）が、受験者の本人確認とコード番号、席順を確認する。

指示はチェコ語で行われるが、簡単に、はっきりと、明確に（身振りなども）、分かりやすく行われ、事務官は全員が理解したかどうかを質問して確認を取る。

事務官から問題用紙を開いて良いという指示が出たら、受験者は試験に取り掛かる。その指示の瞬間

から、制限時間の計測が始まる。各科目開始時の説明は制限時間には含まれない。

試験中は、いかなる電子機器(例:スマートフォン、携帯電話、翻訳機、デジタルカメラ、コンピューター、ハンズフリー機器など。例外として、リスニング科目の際の補聴器は、事務官の指示に基づいて使用することが可能。この場合、受験者は補聴器なしでは試験を遂行できない旨が記載された医療機関の証明書を提出する必要がある[13 項参照]。ワイヤレスの補聴器に限る。)も、**その他の許可されていない物**(教科書、辞書、押印されていない紙など)も、**使用できない**。試験中、**私語は禁止**されており、何か困ったことや質問があれば、挙手して事務官を呼ぶことができる。

各科目の終わりに、事務官は受験者に、制限時間が来たことを伝え、筆記用具を置いて、何も書き加えないよう指示する。事務官は、受験者がすべての試験問題一式を返却したことを確認する。事務官は、各筆記試験終了後に試験主管に試験問題一式を渡す。

各科目の制限時間が来る前に解答を終えた場合に限り(リスニング科目は除く)、受験者は静かに会場を出て構わない。受験者が再び会場に入れるのは、制限時間が過ぎたあとの、休憩時間である。

9.3 口述試験

口述試験の順番は、抽選で決められ、変更は不可である。口述試験の開始前には、受験者は再び、受付で提示した国際的に効力のある身分証明書を提示しなければならない。

ÚJOP UK で実施される口述試験は、音声録音が行われる。

ÚJOP UK に属さないセンターで実施される口述試験は、試験官とのビデオ通話を通じて行われ、録画記録される。

録音・録画は、第 14 条に記載された条件に従って、ÚJOP UK によって保管される。

10 受験者のための試験規則

各科目の前に受験者が必ず行うこと:

- ・スマートフォン・携帯電話の他、試験中の静けさを乱しうるすべての電子機器の電源を切り、指定された場所に置くこと。
- ・腕時計を外し指定された場所に置く。²
- ・受付で提示した身分証明書を、机の端に置く。(8 項参照)
- ・机の上に出してよいのは、受付で提示した身分証明書、名札、消しゴム付き鉛筆、鉛筆削り、飲みもの、眼鏡(ケースは不可)などだけである。電源を切った携帯電話などを含むその他の物は鞆にしまい、自分

² ※会場に設置された時計で時間の確認をすること。

の手が届かず、かつ目に入る前方に置くこと。

- ・脱いだ上着等は手の届かない指定された場所に置くこと。
- ・本人確認を受けること。

試験中：

- ・試験当日、受付時に配布された紙のリストバンドを手首に装着しなくてはならない。
- ・机の上に出して良い物は、受付で提示した身分証明書、名札、コード番号、消しゴム付き鉛筆、鉛筆削り、メガネ、問題用紙、解答用紙だけで、B1 と B2、C1 の級では、これに印の押印されたメモ用紙が加わる。
- ・筆記用具は、用意された物(消しゴム付き鉛筆、鉛筆削り)しか使用してはならない。
- ・記述の科目では、事務官が渡す押印されたメモ用紙だけが使用でき、持参の紙は使用できない。
- ・解答用紙には、自分のコード番号を貼ること。
- ・事務官の指示で、筆記用具を置き、それ以降何も書き加えないこと。
- ・各科目のおわりに、解答用紙と問題用紙を提出すること。記述の科目では、押印されたメモ用紙も提出すること。
- ・他の受験者と意思疎通して、その人たちからの不正な助け、あるいはその他の不正な助けを求めてはいけない。
- ・試験途中で離席した場合は、その科目の回答をそこで終了することと見なし、科目間の休憩時間まで会場に戻ることはできない。

この項目に記載された規則が遵守されなかった場合は、試験規程違反とみなされ、その受験者の試験は即刻終了となる。(11 項参照)

11 失格について

受験者は、以下の場合、即刻失格となる。

- a) 本試験規則の第 8 条に記載された規則を遵守しない場合。
- b) 試験時に(部分的にも)身代わり受験をさせた場合。
- c) 許可されていないいかなる資料(辞書、文法書、教科書、記述問題用の準備した案など)を使用した場合。
- d) いかなる電子機器(スマートフォン・携帯電話、翻訳機、パソコンなど)を使用した場合。
- e) ÚJOP UK の同意を得ずに、録音または録画を行った場合。
- f) 試験の実施および評価に関与する ÚJOP UK の職員に賄賂を提供しようとした場合。
- g) 他の受験者の解答を写した場合および、他の受験者と意思疎通した場合。
- h) 制限時間が過ぎた後、試験問題一式を返却しない場合。
- i) 次の科目の開始時、定められた時間までに、会場に来ない場合。
- j) アルコールや向精神薬の影響下にある場合。

k) 騒いだり攻撃的な行為で、試験の正常な進行をさまたげる場合。あるいは、他の受験者や試験官に迷惑をかけ危険にさらすような不適切な行動をしたり、生命、健康、秩序を脅かす可能性のある武器やその他の物品を持ち込んだりした場合。

試験規定(上記参照)に反する行為が行われたと疑われる場合(例として、回答や記述の多くが不自然に一致しているなど)、ÚJOP UK の研究試験センターは試験結果の公表を遅らせ、調査をする権利を有する。その際、当該受験者は言明を要求される。試験規定違反が確認された場合には、その受験者は審査から除外される。すでに合格証を受け取っている場合は、これは無効となり、即座に返却する必要がある。違反が疑われながらも確認まで至らない場合、ÚJOP UK の研究試験センターは試験結果を公表する前に、疑いのある科目において所定の会場で再試験(無料)をできる限り迅速に受けるよう求める権利を有する。

12 評価について

「合格」の評価には、各科目で 60%以上の正解率に達することが必須である。

読解とリスニングおよび、B2 級と C1 級の文法・語彙は、答えに基づいて採点されるため、特別な標準化は不要である。記述試験は、事前に定められ、細かく分類された評価基準をもとに、研修を受けた採点者二人が別々に採点する。口述部門のスピーキングは、事前に定められ、細かく分類された基準をもとに、研修を受けた採点者と試験官が別々に採点する。記述とスピーキングで、採点が合意に至らない場合、その受験者の答案は、第三者の経験のある採点者によって採点される。記述試験では、受験者が独力で書いたオリジナルの文章のみが評価対象となる。引用されたことが明らかな文章は、合計点に加算されず、評価は行われない。

13 不合格の場合

受験者が、12 項で定められている「合格」の評価に至らなかった場合、不合格となる。11 項で定められている理由で試験を終了された者も、不合格とみなされる。すなわち、許可されていない資料や機器を使用した場合や、試験中に他の受験者と意思疎通をした場合、制限時間が過ぎた後に試験問題一式を返却しない場合、試験問題一式の持ち出しや拡散をした場合など。これらの場合、提出済みの科目も、一切採点されない。

13.1 再受験について

不合格になった受験者は、公示されている他の試験日への申し込みができる。試験は、すべての科目を再度受験しなければならない。再受験する受験者は、通常通りの申し込みを行い、受験料も再度支払う必要がある。

試験規定 11 条 a)～f)に定める理由により失格になった者は、失格となった日から6ヶ月は再試験の申込ができない。

13.2 試験実施の不服申し立てについて

受験者が、試験の実施について不服を申し立てたい場合は、試験日当日すぐに、試験主管に行うこと。この事実は、試験実施記録書に記録され、試験主管が、不服は正当であったかどうか判断を行う。不服が正当であると判断された場合、主管は、該当科目の再試験実施などの是正を保証する。

13.3 試験結果への不服申し立てについて

試験結果について不服のある者は、チェコ国内で受験した者は試験日から2か月以内、国外で受験した者は受験日から3か月以内に、ÚJOP 研究試験センター事務局まで、ÚJOP UK 所長宛に書面で送ることができる。不服申し立てには、受験者のコード番号と、試験会場名、不服を申し立てる理由が必要。不服申し立ての際には、手数料 1000 コルナの支払証明書類を添付すること(この支払は受験料の支払いと同じ口座へ支払うこと※)。不当な申し立てや、正当性が不十分な異議申し立てに関しては却下される場合がある。不服申し立ては、到着後 30 日以内に処理される。

不服申し立ての申請には、受験料 1000CZK の支払いを証明する書類を添付すること(受験料の振込先と同じ口座番号であること)。不当な、あるいは正当性が不十分な異議申し立ては却下される場合がある。不合格点を指摘する、あるいは得点に同意しないというだけでは正当な理由として不十分である。不服申し立ては到着後 30 日以内に処理される。法的措置の場合は除く。

※注:東京で試験を受験された方については、振込先が異なる可能性がございます。事前にご相談ください。

14 合格証明書

自らの試験結果は、試験日から 30 日後に次のサイトで、コード番号より確認できる。<http://ujop.cuni.cz/cce/vysledky> 正当な理由がある場合(祝祭日など)、ÚJOP UK はこの期間を延長することができる。その際には受験者には事前に通知がなされる。受験者が試験に合格した場合、合格証明書が発行される。この証明書は、チェコ語と英語の二か国語表記の所定のフォーマットで、ÚJOP UK が発行する。チェコ国内で受験した者の証明書は、試験実施日から 7 週間以内に、申込書に記入された住所へ送付される。ÚJOP UK は配送業者に受け渡し後、その配送についての責任は負わない。チェコ国外で受験した者の証明書は、郵送を手配する各国の試験センター経由で郵送される。

合格証明書が、試験実施日から 7 週間を過ぎても届かない場合は、ÚJOP UK 研究試験センター事務局に申し出ることが望ましい。この件について、試験日から 9 週間以内に申し出がなかった場合、その後の再発行には 500 チェココルナの手数料が発生する。その他の理由により再発行が必要な場合も、同様

に手数料が発生する。

15 試験資料の閲覧

受験者は、受験日から 5 か月以内に限り、任命された職員同席の上で自らの試験資料を閲覧する権利を有する。ÚJOP UK 事務局に事前にメールで申し入れ、閲覧日を予約をする必要がある。手数料 1000 コルナの支払証明書類が必要となる(この支払は受験料の支払いと同じ口座へ支払うこと※)。閲覧申請には 1000 チェココルナの支払証明書を添える必要がある(手数料は、受験者が受験料を振り込んだ口座番号と同じ番号に振り込まなければならない※)。この閲覧は、受験者本人のみが行えるものであり、代理人による閲覧や同行者を伴っての閲覧は行うことができない。受験者は閲覧台帳に記入・署名を行わなくてはならない。読解、リスニング、文法・語彙科目の閲覧については、該当する解答用紙と正答シートを見ることができる。記述科目については、正答シートはなく、誤りに印を入れた解答用紙を見ることができる。口述試験の記録閲覧に際しては、受験者と試験官の発言を録音した箇所の再生が行われ、評価の閲覧はできない。問題用紙を見ることはできない。試験資料を書き写したり、コピーしたりすることはできない。個別の相談や問題の解説は行わない。

※注:東京で試験を受験された方については、振込先が異なる可能性がございます。事前にご相談ください。

16 著作権について

試験問題一式の著作権は、すべて ÚJOP UK が所有する。試験問題一式は、任命を受けた者を除いて、部分的にも、試験会場から持ち出してはならず、書面による ÚJOP UK の同意なしには、複写も禁じられている。著作権を侵害する行為は、失格または合格証明書の発行停止の理由となる。受験者にも、試験センターにも、記入済みの試験問題一式は一切返却しない。

受験者の記入済み試験問題や、口述表現は、研究目的や管理、チェコ語検定の更なる発展のために用いられ、試験官や採点者のための研修に使用される場合は、受験者の匿名性が守られる。

17 守秘義務、試験資料の機密保持、個人情報の保護

運営組織および試験に関与する全ての者は、試験の資料、手順および結果に関する全ての事項について守秘義務を負い、第三者に漏洩してはならない。

すべての試験資料は機密であり、この試験規則に従ってのみ使用される。

ÚJOP UK および試験センターは、2016 年 4 月 27 日付の欧州議会および理事会規則(EU)2016/679 に従い、技術的・組織的に適切な措置を講じて、受験者の個人情報を保護する。

ÚJOP UK は、少なくとも 10 年間は試験に関する文書を書面で保管する。

18 試験資料の保管

受験者の全ての筆記試験の用紙および口述試験の録音、証明書の再発行に必要な書類は、10 年間保管される。

録音資料については、ÚJOP UK は受験者の同意なしに定められた目的(CCE 試験の運営、研究、試験開発、品質管理)以外には使用しない。

19 非常時の対応と特別措置

例外的な状況が起きた場合(火事や警報、停電など)、事務官または試験官は、下記の手順を取ること:

- 警察などの管轄機関の指示に従って、受験者を退出させる。
- 状況が許せば、すべての試験問題と解答用紙を集め、安全にしまう。
- 今後の対応について、試験主管に相談する。
- 試験が続行されるのか、別の日程に延期されるのかを、受験者に知らせる。

受験者が健康上の理由で(急に具合が悪くなるなど)試験を最後まで継続できない場合、その理由により継続できなかった部分の試験のみ、直近に公示されている試験日に受けることができる。その場合、試験主管がその場で対応する。

特別な必需品のある受験者(聴覚や視覚の不自由など、身体に支障のある受験者)は、特別措置要望の書面を、**試験日(あるいは該当する科目実施日)の 2 か月前までに**、ÚJOP UK 研究試験センター(VTC)事務局宛にメールで送付することができる。要望書には、医療機関による診断書を添付しなくてはいけない。

医療機関による診断書には以下の項目を満たす必要がある。

- チェコ語で発行されたもの、もしくはチェコ語の翻訳を添付した、3 か月以内に発行されたもの。
- 診断書の原本には、医師の氏名、専門および有効な署名が記されていること(学習障害の場合はその専門医による診断書ではなくてはならず、例えば総合医による診断書は認められない)。
- 診断書には、受験者の健康上の問題について、具体的に記されていなければならない。
- 報告書には、受験者の障がいにより使用する補助器具や手段について明記していなければならない。

上記の項目が記載された診断書がなければ、特別な措置は行われたい。

ÚJPOP UK 研究試験センター長は、要望への対応方法を決定する。特別措置とは、主に以下を指す。

- 試験の実施方法(運営)や、その一部を、体の不自由さの性質に応じて調整すること。

- 試験の制限時間の調整と、各科目のあいだの休憩時間を調整すること。
- 試験会場へのアクセスのしやすさを考慮すること。

特別な措置によって、試験問題内容を改変したり、受験者の能力水準への要求を下げたりしてはならず、成績には客観的な評価を下さなくてはならない。

20 おわりに

チェコ語検定の運営とコーディネートについては、ÚJOP UK 研究試験センター長が責任を有する。各試験センターにおけるチェコ語検定の実施については、試験主管が責任を有する。

この規程は 2024 年 2 月 1 日に発効し、これに伴い 2022 年 9 月 1 日付の試験規程は失効する。

注)この試験規約の訳文は、日本での試験実施にともないチェコ語の試験規約を翻訳したものです。もし訳文と原文に矛盾がある場合、原文が優先されます。あらかじめご了承ください。